

投票日に都合の悪い方は 期日前投票などを利用してください

期日前投票

仕事や旅行などの用務で投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

なお、投票日には選挙権を有するが、投票を行おうとする日にはまだ選挙権を有しない方（例えば、投票日には20歳を迎えるが投票日前ではまだ19歳であり選挙権を有しない方など）は、期日前投票をすることができませんが、例外的に不在者投票をすることができます。（不在者投票所は市役所地下教養室です。）

他市町村で行う 不在者投票

旅行先や滞在先で行う不在者投票や指定を受けた病院、老人ホームなどで行う不在者投票の方法は、投票用紙などを高浜市から滞在地に郵送するため、投票手続きに日数がかかりますので、早めに滞在地の選挙管理委員会や入所施設に申し出てください。

郵便などによる 不在者投票

自分の意思で自署できる方で、『別表1』に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

①宣誓書に必要事項を記入して受付に提出します。

②投票用紙の交付を受けます。

利用にはあらかじめ「郵便等投票申込書」が必要です。必要な方へお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票の対象者

交付手帳 障がいの種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障がい	1級から3級	—
肝臓	1級から3級	特別項症から第3項症まで

介護保険	介護状態区分
要介護者	要介護5

《別表1》

※別表1の該当者のうち代理記載制度対象者

《別表2》

交付手帳 障がいの種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢もしくは視覚	1級	特別項症から第2項症まで

郵便等投票証明書の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間	
身体障がいまたは戦傷病にかかる対象者	交付の日から	7年
要介護者	交付の日から	被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間

詳しく述べてください。
票証明書」が必要です。必要な方へお問い合わせください。

